

でんさいライト利用手数料

(手数料一覧)

項目		手数料金額 (消費税込み/1件)		備考
		でんさいライト	窓口書面扱い	
基本手数料		無料	—	電子記録債権サービスを利用する際の基本 手数(月額)
発生記録 (債務者)	本支店宛	264 円	—	電子記録債権の発生記録請求(手形の振出 に相当します)を行うときの手数料です。
	他行宛			
発生記録 (債権者)	本支店宛	264 円	—	
	他行宛			
譲渡記録	本支店宛	132 円	—	債権者として保有している電子記録債権を 譲渡記録請求(手形の裏書譲渡に相当しま す)を行うときの手数料です。
	他行宛			
分割譲渡	本支店宛	264 円	—	債権者として保有している電子記録債権の 分割譲渡記録請求を行うときの手数料で す。
	他行宛			
保証記録		—	—	債権者として保有している電子記録債権に 保証人を設定する保証記録請求を行うとき の手数料です。
変更記録手数料		132 円	—	電子記録債権の支払期日や金額等の一部項 目の変更や発生記録の削除について変更記 録請求を行うときの手数料です。
支払等記録		132 円	—	口座間送金決済以外の方法で電子記録債権 が支払 されたことの記録請求を行うときの手数料 です。
入金手数料		220 円	—	債権者として受け取る電子記録債権を決済 口座へ入金するときの手数料です。
開示請求手数料		—	—	
開示請求手数料	特例開示 (書面)	—	3,300 円	債権者・債務者・電子記録保証人である電 子記録債権の内容および記録請求の際に提 供した情報の開示を依頼するときの手数料

				です。
残高証明書発行 手数料	都度発行 ※（書 面）	—	4,400 円	過去日付時点の電子記録債権の残高証明書の発行手数料です。
	定例発行 ※（書 面）	—	2,750 円	年次・半期・四半期・月次の定例的な電子記録債権の残高証明書の発行手数料です（1通毎に課金されます）
口座間送金決済中止		—	660 円	支払期日前に口座間送金決済以外の方法で電子記録債権を決済した場合等に口座間送金決済の中止（中止できずに振込がされた場合は組戻）を行うときの手数料です。
支払不能情報照会手数料		—	3,300 円	支払不能通知の事由の訂正または取消を行うときの手数料です。
変更記録手数料		—	2,200 円	電子記録債権の支払期日や金額等の一部項目の変更や発生記録の削除について変更記録請求を行うときの手数料です。
割引利用手数料	全部	—	330 円	割引を行う場合の手数料
	一部割引	—	660 円	
FAX 通知手数料		44 円	—	でんさいネットから FAX 通知が送信された際に課金されます。

